

---

## 監査委員公表

---

### 監査委員公表第8号

令和2年10月2日付R02-21000-00607の監査結果の報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年12月15日

長崎県監査委員	濱	本	磨毅穂
同	砺	山	和仁
同	浅	田	ますみ
同	ご	う	まなみ

2 交 管 第 95 号  
令和2年11月27日

長崎県監査委員 瀨本 磨毅穂 様  
長崎県監査委員 砺山 和仁 様  
長崎県監査委員 浅田 ますみ 様  
長崎県監査委員 ごう まなみ 様

長崎県知事 中村 法道  
( 公 印 省 略 )

令和2年度長崎県公営企業会計定期監査結果に  
係る措置について（通知）

令和2年10月2日付けR02-21000-00607の監査結果の報告に基づき、別紙のとおり措置を講じたので通知します。

## 令和2年度長崎県公営企業会計定期監査結果に係る措置

会計：長崎県交通事業会計 所管部局：交通局

### 【1 指摘事項】

監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
<p>ア 破産更生債権等について</p> <p>決算時において未収金計上後6月以上経過し、回収に注意を要する破産更生債権等の当年度末の額は、60,420千円と前年度末の60,395千円から25千円増加しているが、同債権にかかる債務者の6月以上経過していない未収金を加えた額と比較すると60,913千円となり、前年度末の61,040千円から127千円減少している。</p> <p>破産更正債権等に分類され、さらなる未収金の発生が懸念される債務者の債権については、一定期間の経過の有無に拘わらず、直ちに破産更正債権等として整理した方が、より実態を反映したものになると思われるため、分類基準について見直しを検討されたい。</p> <p>また、新たな未収金の発生を防止するとともに、必要に応じ速やかな法的措置を講じるなど、適正な債権管理に努めること。</p>	<p>令和元年度末の破産更生債権等については、債務者に対する督促等に努めた結果、10月末までに、計499千円の回収を行った。</p> <p>破産更生債権等への整理については、「長崎県交通局貸倒引当金に関する基準」により、管理し、未収金等の態様によって適切な対応に努めているが、その分類基準の運用に当たっては、より実態を反映したものとなるよう努めるとともに、今後とも、引き続き未収金の回収を進め、新たな未収金を生じさせないよう、適正な債権管理に努めていく。</p>

### 【2 意見】

監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
<p>ア 経営状況について</p> <p>当年度の営業損益及び経常損益については、いずれも損失が生じ、営業損益で1,588万円、経常損益で637万円、前年度より収支が悪化している。</p> <p>収支が悪化した要因は、軽油費の減などにより営業費用は減少したものの、それ以上に令和2年2月以降の新型コロナウイルス感染症拡大の影響による運輸収入の減のため、営業収益が減少したことによるものである。</p> <p>当年度の事業収支については、純損失が2億7,056万円、前年度より484万円悪化している。</p> <p>また、流動比率は82.1%となっており、前年度より21.0ポイント悪化している。</p> <p>少子高齢化による人口減少やその他交通事業を取り巻く厳しい課題に加え、新型コロナウイルス感染症のように経営に影響を及ぼす新たな環境変化も見られることから、令和2年度から新設された経営戦略室を中心として経営計画の見直しを行うなど、さらなる収支の改善に努める必要がある。</p>	<p>交通局においては、平成30年3月に策定した中期経営計画に基づき、経営の健全性の確保を前提に、地域に必要な生活交通の確保と本県観光への貢献を基本として、県民生活の維持・向上に努めていくこととしている。</p> <p>今年度においては、乗合事業及び貸切事業とともに、新型コロナウイルス感染症の影響が続いていることから、給与見直しによる人件費の削減や、バス購入の見直し等による投資事業の抑制など、支出の削減に努めている。</p> <p>今後、様々な環境変化に対応するため、経営計画の見直し等を実施し、交通局全職員一体となって同計画に沿った取組を推進していく。</p>
<p>イ 事故発生の防止について</p> <p>令和元年度は、交通違反に起因する人身事故や、不注意による追突事故など、輸送の安全性の確保をゆるがす大きな事故が発生し、結果として、事故処理費用支出が増加している。これは、翌年度保険料契約の増額にも繋がることから、経営に与える影響も看過できない。</p> <p>交通局としても乗務員等への安全教育等を計画的に実施されているとのことではあるが、公共交通機関として輸送の安全性の確保は重要であるため、今後とも事故発生防止に向けて、研修内容の見直し、職員の意識啓発などのさらなる対応策を講じ、安全運行に努める必要がある。</p>	<p>交通局においては、重大事故の多発を重く受け止め、交通事故防止に向け、乗務員への安全教育の機会増、事故防止のための5つの取組の重点化、幹部職員が営業所に出向いて安全意識共有のための対話の実施などにより、全職員の安全意識の共有化に努めている。</p> <p>今後とも交通局全職員が一体となって事故防止に取り組み、県民からの信頼回復に努めていく。</p>

2 長振港漁第376号  
令和2年11月27日

長崎県監査委員	瀨本	磨毅穂	様
長崎県監査委員	砺山	和仁	様
長崎県監査委員	浅田	ますみ	様
長崎県監査委員	ごう	まなみ	様

長崎県知事 中村 法道  
( 公 印 省 略 )

令和2年度長崎県公営企業会計定期監査結果に  
係る措置について(通知)

令和2年10月2日付けR02-21000-00607の監査結果の報告に基づき、別紙のとおり措置を講じたので通知します。

令和2年度長崎県公営企業会計定期監査結果に係る措置

会計：長崎県港湾整備事業会計 所管部局：長崎港湾漁港事務所

【1 指摘事項】

監査の結果	講じた措置
<p>ア ヤギ・羊による除草の効果検証について</p> <p>前年度及び当年度、福田神ノ島地区の未売却地の除草を行うに当たり、ヤギ・羊による除草を行った場合の「効率性や経済性について効果の検証を行って、今後の県有地管理の一手段として導入していかれるかを検討する」ことを目的として、NPO法人と委託契約を締結している。</p> <p>当年度の同委託契約（契約期間：令和元年5月15日～11月8日）の終了後の令和2年3月には、長崎港湾漁港事務所において、前年度及び当年度に実施したヤギ・羊による除草等業務委託にかかる効果検証をとりまとめている。</p> <p>しかし、委託期間終了後、当事務所が行った検証結果のとりまとめが令和2年3月下旬と遅れたこともあり、検証で効果的とした2月末からのヤギ・羊の放牧開始が実施できず、また、費用対効果の分析では、ヤギ・羊による除草のための条件整備に係る費用を含めていないなどの的確な分析がなされているとは認め難い。</p> <p>改めて前提となる管理目標や条件、費用等を再整理して検証内容を見直し、とりまとめを行うこと。</p>	<p>年間を通じた雑草の伸び状況を把握したうえで、改めて条件整備にかかる正確な費用算出の検証を行います。</p> <p>また、本年度に実施した人的（機械）除草の状況も踏まえ、除草の効果検証について、年度末までに取りまとめてまいります。</p>
<p>イ 土地の貸付について</p> <p>漁協に使用料を免除して貸し付けている毛井首地区の土地について、同土地の地先の物揚場等の港湾施設が袋地になっており、当該港湾施設を利用する上で支障となりがねない。このため、会計閉鎖後も含め、今後引き続き貸付を継続する場合は、通行可能なスペースを確保できるよう条件を付すなど、当該港湾施設の利用に支障が出ないような方策を講じること。</p>	<p>通行可能なスペースを確保できるよう条件を付し、当該港湾施設の利用に支障がでないような方策を講じることとしております。</p>
<p>ウ 工事監督支援業務委託について</p> <p>(1)長崎県公営企業港湾整備工事に係る工事監督支援業務委託について、当初設計時の対象工事が、箇所数（15箇所 5箇所）、金額（7.5億円 1.1億円）とも大幅に減少したにもかかわらず、当該支援業務に係る業務量は変わらないとして、対象工事の減少による減額の検討は行っていない。</p> <p>長崎港湾漁港事務所によると、各工事に係る支援業務の一部を限定して受託者に行わせ、残りの業務は事務所職員で行うこととしていたが、対象工事の減少に伴い、変更後の全工事で支援業務の対象となる全ての業務を行わせることで、業務量の減少はないとしている。</p> <p>しかし、実際の発注では、仕様で業務の内容を限定しておらず、受託者は当初設計時の対象工事で当該支援業務に係る全ての業務を行う前提で落札しているため、この契約において対象工事の減少は、そのまま業務量の減少に繋がると認められる。</p> <p>業務を外部に委託する場合は、発注する段階で契約内容を明確にして仕様を定めるとともに、契約内容に変更が生じたときは変更契約等の手続きを適切に行うこと。</p> <p>また、工事監督支援業務の実施に当たっては、外部委託だけでなく、新たに職員を配置する方法も含めて、経済性を念頭に置いた検討を行うこと。</p>	<p>長崎県公営企業港湾整備工事（工事監督支援業務委託）について、対象工事の箇所数が多いことから、工事監督支援業務で対象とする業務の全てを行わせることは想定していませんでしたので、今後、このような場合は特記仕様書に明示することとします。また、業務内容に変更が生じたときは、協議簿による書面対応を徹底します。</p> <p>また、工事監督支援業務は、配置する職員で対応が困難な場合に限り、応急的に必要とする確実な技術力を確保できる措置であり、恒常的に発生するものでないことから、外部委託が有用な手法と考えていますが、今後は、より適正な執行を図っていきたく考えています。</p>
<p>(2)当該支援業務の対象工事の「長崎港神ノ島地区整備工事（園路土工）」について、その工事費の一部が資本的支出として福田神ノ島地区土地に計上されているにもかかわらず、当該支援業務は職員を補助する役務の提供であるとして委託料を人件費（事務費）と整理したため、その全額を収益的支出として計上している。</p> <p>しかし、工事監督支援業務の委託料は、工事に伴って生じた請負業務に係る経費であり、委託料のうち資本的支出に該当する工事に付随して生じた業務分は、資本的支出に係る経費として適切に計上する必要がある。</p> <p>適正な会計処理を行うこと。</p>	<p>委託料のうち資本的支出に該当する工事に付随して生じた業務分は、資本的支出に係る経費として計上いたします。</p>
<p>エ 国有資産等所在市町村交付金について</p> <p>沖平地区の未売却地のうち、国立研究開発法人水産研究・教育機構に貸付を行っている土地については、貸付契約が年度更新であることを理由に国有資産等所在市町村交付金の算定対象に含めていない。</p> <p>しかし、短期間の貸付であっても、貸付契約の更新の結果、長期間にわたって特定の区画を特定の者が使用している状態となっている場合は算定対象となることから、上記の土地を算定対象に含めて、同交付金の交付額を適正に算定すること。</p>	<p>国立研究開発法人水産研究・教育機構に貸付を行っている土地について、今後は算定対象に含め、関係市町村へ通知することとしております。</p>

令和2年度長崎県公営企業会計定期監査結果に係る措置

会計：長崎県港湾整備事業会計 所管部局：長崎港湾漁港事務所

【2 意見】

監査の結果	講じた措置
<p>ア 経営状況について</p> <p>当年度の事業収支は、純損失が1億2,633万円となっており、その結果、累積欠損金は23億3,760万円に増加している。</p> <p>当年度は、福田神ノ島地区の土壤汚染対策に係る地質調査等により測量調査費が前年度に比べ1億1,744万円増加した一方で、土地売却益が前年度に比べ1億67万円増加し、また、たな卸資産の時価評価などによる資産減耗費が前年度に比べ9,699万円減少したことなどから、単年度収支は改善している。</p> <p>また、累積欠損金が多額となっているが、自己資本金が83億6,394万円と大きく、累積欠損金を加味した資本合計額は65億5,344万円であり、預金も25億988万円を有していることから、経営に支障はない。</p> <p>当会計には土地造成に係る借入金等もなく、売却による収益はそのまま当年度の資金増となる状況にある。</p> <p>当会計は令和2年度末に閉鎖されることとなっており、過去に投下した資金を回収する観点からも、積極的に土地売却を推進すべきである。</p>	<p>当会計の経営状況については、土地の原価割れ売却などにより、繰越欠損金を有する状況に加え、平成26年度の地方公営企業会計基準の見直しに伴い、たな卸資産の評価について低価法が義務付けられたことにより、多額の累積欠損金を計上しております。</p> <p>しかしながら、平成19年度に借入金の全額償還を行っており、平成28年度には住宅団地マリンヒル三京を販売、工業団地においては、平成30年度は4件、令和元年度は5件を売却し、令和2年度はこれまでに1件を分譲決定するなど過去に投下した資金の回収に努めています。</p> <p>今後も、未売却地の早期売却を図ってまいります。</p>
<p>イ 土地売却について</p> <p>当会計における分譲用の造成土地の売却実績は、当年度においては5件、15,636㎡であり、前年度より676㎡減少しており、当年度の売却目標（20,000㎡）も達成していない。</p> <p>この結果、当年度末の長期貸付土地を除く未売却地はまだ17.2haあり、そのほとんどは福田神ノ島地区に残っている。</p> <p>当年度の売却促進の取組としては、福田神ノ島地区において、販売単価の見直しや土地購入者の土壤汚染対策に係る負担軽減のための地質調査の実施、土壤汚染対策に要する費用を補助する制度の創設などにより売却条件の向上を図っている。このほか、引き合いがあった企業との継続的な情報交換、県や長崎市の企業誘致所管部局と連携しながらの営業活動などを行いながら売却促進に努めているところであるが、関係部局等とのより一層の連携を図りながら、令和2年度末の当会計閉鎖に向けて、さらなる売却促進に注力すべきである。</p>	<p>令和2年11月30日現在の土地売却状況については、沖平地区で1件（約1,500㎡）を分譲決定しております。</p> <p>福田神ノ島地区及び沖平地区においては、令和2年度において、一部区画において鑑定評価による価格に見直しのほか、分割分譲可として再公募するなど、売却促進に努めてまいります。</p> <p>また、分譲チラシやホームページ等を活用しての公告宣伝や、土地の引合いのあった相手先企業と継続的な情報交換を積極的に行っております。</p> <p>今後も、継続して企業誘致部局と連携しながら、残る土地のさらなる売却促進に努めてまいります。</p>
<p>ウ 非売却地の移管について</p> <p>会計閉鎖に向けた取り組みのうち非売却地の移管推進業務については、「会計閉鎖対策検討会議」において、非売却地を長崎市へ移管できるもの、県内部へ移管するもの、隣接の民間への売却等を行っていくものなど5区分に分類して、市への移管や隣接者への売却等の交渉を行っている。</p> <p>当年度の実績は、受入内諾を得た土地はあるものの移管実績はなく、民間への売却が3件（926㎡）となっている。</p> <p>令和2年度末の当会計閉鎖に向けて、非売却地の移管推進業務を着実に進めていくべきである。</p>	<p>令和2年度は、小江地区等において6件を長崎市等に移管しております。また、三重地区等において20件、隣接者へ払い下げを行っております。</p> <p>移管可能箇所については、随時、条件整備を実施しており、完了後、長崎市へ移管を行うこととしております。</p>